

納期内納付にご協力を

国民健康保険税

納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに納税通知書を7月15日(金)に発送します。納税通知書が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 国保年金課国保税班 ☎ (93) 4084

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を世帯の加入者ごとに計算し、合算した額になります。(賦課限度額が変更になりました。)

40～64歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者支援金分と③介護保険分の合算です。(賦課限度額は85万円)
39歳以下、65歳～74歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者等支援分の合算です。(賦課限度額は69万円)

	① 医療保険分	② 後期高齢者支援金分	③ 介護保険分
賦課限度額	52万円	17万円	16万円
所得割	加入者全員の課税総所得金額(※) × 6.8%	加入者全員の課税総所得金額(※) × 1.7%	40～64歳の加入者の課税総所得金額(※) × 1.5%
均等割	加入者数 × 2万円	加入者数 × 7,000円	40～64歳の加入者の加入者数 × 1万2,000円
平等割	一世帯につき3万2,700円	—	—

※前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた金額です。

国民健康保険税の軽減措置

均等割・平等割の軽減措置

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。手続きは不要ですが、所得の申告がない場合は対象になりません。

75歳以上の人と同居する人への軽減措置

75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人)は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。

それに伴い、国民健康保険に引き続き加入する同居者の保険税負担が急に増えることがないよう、軽減されます。手続きは不要ですが、所得の申告がない場合は対象になりません。

非自発的失業者の軽減措置

■対象 次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人です。
○特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
○特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

■軽減額 前年給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税を軽減します。

■軽減期間 離職の翌日から翌年度末までです。次のことに注意してください。

○雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
○国民健康保険加入中は、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社などの健康保険に加入するなどして、国民健康保険を脱退すると終了します。

年金天引き(特別徴収)になる人

世帯主が年金天引きの対象の場合、家族の保険税は、世帯主が受給する年金から納めることになります。

ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または条件を満たしていても世帯主が75歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付になります。

- 世帯主が国民健康保険に加入している
- 世帯主が年金(年額18万円以上)を受給している
- 世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65歳以上74歳までである
- 介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない

新たに年金天引きとなる人には通知書でお知らせします。

- 10月から年金天引きの対象となる人には、7月15日(水)に次の書類納付書に同封します。
○国民健康保険税納税通知書(仮徴収) 兼特別徴収決定通知書
○国民健康保険税納付方法変更申出書

なお、継続して年金天引きとなる人には、次の通知書を発送します。

- 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収決定通知書

また、年金天引きが止まる人(特徴中止)には、次の通

知書を発送します。この場合は納付書と口座振替での納付となります。

- 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収中止決定通知書
○納付書(口座の申込みがない人)

納め忘れのない便利な口座振替を

一度申込手続きをすると、納付に出かける必要もなく、翌年以降も自動継続されます。口座振替を利用するために、事前に申込手続きが必要です。

口座振替申込書は、納税通知書に同封してあるほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。申込書に必要事項を記入・押印し、納税課または取扱金融機関の窓口へ提出してください。

加入・脱退の届出は14日以内に

職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。次のようなくきは届出が必要です。

- 会社の健康保険を喪失(扶養削除)したとき
- ↓加入
- 会社の健康保険に加入(扶養認定)したとき

↓脱退

なお、国民健康保険税は資格取得月までさかのぼって課税されますので、必ず14日以内に届出をしてください。
※届出が遅れると、保険の給付が受けられない場合があります。

入院または高額な外来診療を受ける前に必ず申請を！

限度額適用認定証の交付

☎ 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083

入院または高額な外来診療を受けるときは事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受ければ窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

入院または高額な外来診療を受ける前に必ず申請をしましょう。

- 申込み 国保年金課窓口
- 対象 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する被保険者
- 持ち物
- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- ※限度額適用認定証は自動更新されないため、有効期限などに注意してください。

■自己負担限度額(月額)
所得の申告がない場合は上位所得者とみなされ、アの区分に判定されます。

区分	基礎控除後の所得	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※)
ア	901万円以上超	25万2,600円 + (総医療費 - 84万2,000円) × 1%	14万100円
イ	600万円超～901万円以下	16万7,400円 + (総医療費 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円
ウ	210万円超～600万円以下	8万100円 + (総医療費 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
エ	210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

※過去12か月間に1世帯で支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額